

目 次

平成18年度住民監査請求（第2号）監査結果

第1 請求の受理	
1 請求人	1
2 請求書の提出及び受理	1
第2 監査の実施	
1 請求の要旨	1
（1）請求要旨	1
（2）措置請求内容	1
2 監査対象	
（1）地方自治法の対象行為	3
（2）監査対象行為の認定	3
（3）監査対象事項の認定	4
3 除斥	4
4 監査対象部局等	4
5 請求人の証拠の提出及び陳述	4
6 監査の方法	4
第3 監査の結果	5
第4 措置の結果	5

平成18年度住民監査請求（第2号）監査結果に対する措置

監査結果に対する措置	6
------------	---

北海道北見市職員措置請求（住民監査請求）監査結果

第1 請求の受理

1 請求人

< 省 略 >

2 請求書の提出及び受理

平成 19 年 2 月 27 日提出のあった本措置請求書（以下「請求書」という。）は、要件審査の結果、一部に不備があったため、請求人に補正を求め、平成 19 年 3 月 7 日付けで所定の要件を具備しているものと認め、これを受理しました。

第2 監査の実施

1 請求の要旨

請求書並びに請求人の陳述及び監査委員の質問に対する答弁を総合した結果、請求（主張事実及び措置請求）内容を次のように解しました。

（1）請求要旨

区 分	請 求 要 旨
請求対象者	北見市長
主 張	「平成 17 年度分の旧常呂町町長交際費については違法・不当な支出がある。」ほか。 （下記「（2）措置請求内容」に記載のとおり。）
措 置 請 求	「違法・不当な支出が認められた場合は、元常呂町長（北見市副市長）井原久敏に「公金の返還を求め。」ことを勧告せよ。」ほか。 下記「（2）措置請求内容」に記載のとおり。

（2）措置請求内容

主張事実・行為	違法・不当とする主張理由及び各請求内容	請求対象者
ア 平成 17 年度分の旧常呂町町長交際費 17 件については違法・不当な支出がある。	旧常呂町町長交際費については「帳簿」ごと焼却処分されたので「不正な支出がないか」監査を行い、違法・不当な支出が認められた場合は元常呂町長（北見市副市長）井原久敏に「公金の返還を求め。」ことを勧告せよ。	北見市長

主張事実・行為	違法・不当とする主張理由及び各請求内容	請求対象者
イ 情報公開申請中に交際費に関する帳簿（町長交際費の領収書、支出命令書、前渡資金整理簿）を焼却処分し、不当にも公開を不能にした。	焼却した帳簿は、5年間保存義務がある公文書なので、阿部監査委員の自己負担で復元製作し、情報公開に応じられるようにすることを勧告せよ。	北見市長
ウ 上記内容のとおり	再発防止のため、全市にわたる領収書・支出命令書・帳簿などの監査業務には就かせないことを勧告せよ。	北見市長
エ 上記内容のとおり	本人がする情報公開請求権を剥奪することを勧告せよ。	北見市長
オ 上記内容のとおり	刑事訴訟法第239条により、市長には告発義務があるので刑事告発することを勧告せよ。	北見市長

2 監査対象

前記の「措置請求内容」全てを対象とし、以下のとおり監査を進めることとしました。

(1) 地方自治法の対象行為

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象となるのは、違法又は不当な「財務会計上の行為」であるとされています。当該普通地方公共団体の執行機関（長、委員会若しくは委員）又は職員が職務の執行に際し行う、当該地方公共団体に損害を生じさせる法律的行為又は事実行為をいい、具体的には違法又は不当な次の行為及び怠る事実が対象となるものです。

公金の支出

財産の取得、管理、処分

契約の締結、履行

債務その他の義務の負担

上記 ~ の行為が確実に予測される場合

公金の賦課又は徴収を怠る事実

財産の管理を怠る事実

(2) 監査対象行為の認定

請求人が主張する各事実・行為については、「措置請求内容」のア～オに記載のとおりですが、これらの行為が、法に定める上記（1）～の「財務会計上の行為」に該当するかどうか、それぞれ請求内容を含め総合的に考察した結果、次のように認定いたしました。

まず、請求人が主張する、「ア交際費支出」の各行為については、上記（1）の「公金の支出」に該当するものと認定し監査対象としました。

一方、「イ～オの領収書等焼却処分」については、いずれも住民監査請求の対象を限定している法に定める行為に該当しない「非財務会計上の行為」と認定し、これらについては監査対象から除外いたしました。

(3) 監査対象事項の認定

次に、前記で監査対象行為と認定したアのうち法に定める「請求のできる期間（法第242条第2項では、当該行為のあった日（本件では支出の日）から1年）」の規定に基づき、当該請求における監査対象となる具体的な支出事項は、平成18年2月27日の「閉町記念式典の2次会賄」1件、金額39,000円となりました。

なお、その他については、法第242条第2項ただし書きの「正当な理由」については、請求人の疎明がないことから、当該判断には及んでおりません。

3 除斥 本監査に当たっては、法第199条の2の規定により、阿部周司監査委員（平成19年3月13日付け退職）を除斥しました。

4 監査対象部局等

- ・元常呂町長（北見市副市長）
- ・元常呂町助役（前北見市監査委員）
- ・旧常呂町総務課、企画財政課（北見市常呂総合支所総務課）
- ・旧常呂町出納室

5 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成19年3月23日に請求人から請求書の要旨を補足する陳述を聴取しました。

6 監査の方法

請求書、同請求書に添付された事実証明書、請求人の陳述を検討するとともに、関係書類等の収集、照合及び検証並びに関係職員等からの説明聴取、実地検査により監査を実施しました。

なお、平成17年度旧常呂町町長交際費に係る領収書等は、元常呂町助役（前北見市監査委員）阿部周司が平成18年11月13日に廃棄したことから、該当する支出の確認については、支出先に出向く方法により行いました。

（説明聴取を行った関係職員等）

元常呂町長（北見市副市長）、元常呂町助役（前北見市監査委員）、元常呂町企画財政課長（常呂総合支所長）、元常呂町総務課長（常呂教育事務所長）、前常呂総合支所総務課長（常呂教育事務所生涯学習課長）、前常呂総合支所総務課総務担当係長（健康推進課管理担当係長）、元常呂町企画財政課財政係長（常呂総合支所総務課管財担当係長）、文書課長、文書課文書担当係長

第3 監査の結果

本件請求において請求人は、「2次会賄として支出した旧常呂町町長交際費については、支出目的の妥当性が疑われ有効性がなく、不当な公金の支出である。」とし交際費の返還を求めています。このことについては、先に提出のあった平成18年度第1号住民監査請求と同一内容であると判断いたしました。

よって、本件請求については、北見市監査委員告示第2号（平成19年4月19日）をもって監査結果とするものです。

なお、その監査結果については、「平成18年2月25日の閉町記念式典2次会の支出については、職務執行上行われたものとはいえ、さらに、社会通念上儀礼の範囲を超えるものと判断し、返還を求める請求人の主張には理由があるものと認められる。」との結論に達し、市長に勧告したところです。

19 北 職 第 53 号
平成 19 年 5 月 16 日

北見市監査委員

佐 藤 周 一 様
佐 藤 良 一 様
森 部 浩 司 様

北見市長 神 田 孝 次

住民監査請求にかかる監査結果に基づく勧告に対する
措置の結果について

住民監査請求にかかる監査結果に基づく勧告（平成 19 年 4 月 19 日付北監第 7 号）
について、地方自治法第 242 条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり措置したので
通知します。

記

1．勧告に基づき講じた措置

旧常呂町町長交際費から 2 次会の飲食経費として支出した 39,000 円について、
勧告どおり元常呂町長井原久敏氏に返還させることといたしました。

- (1) 返 還 額 39,000 円
- (2) 通知年月日 平成 19 年 5 月 16 日

2．要望事項についての対応

今後の市政執行に当たっては、関係法令等の遵守をさらに徹底し、また、文書等
の整備保管について改善に努め、行政に対する市民の信頼確保に向けて努力いたし
ます。